

JCHO宇和島病院奨学金貸与要領

平成 26 年 4 月 1 日

JCHO宇和島病院規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院（以下「病院」という。）が看護師養成施設に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師を確保することを目的とする。

(貸与対象)

第 2 条 奨学金の貸与の対象となる者は、看護師養成施設に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができ、卒業後、病院において常勤の看護師として勤務することを希望する学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 低所得者世帯（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定に基づき支給される児童扶養手当の基準額を準用し、当該学生の属する世帯の世帯員の所得が 192 万円に扶養親族 1 人につき 38 万円を加算した額未満の世帯）に属する者
- 二 入学試験の結果、奨学金の貸与を希望する理由等を総合的に勘案して選考された者

(貸与申請)

第 3 条 奨学金の貸与を受けたいことを希望する者は、病院長に対し、奨学生申請書（様式第 1 号）に病院長が別に定める書類を添付して申請するものとする。

(奨学生の決定)

第 4 条 病院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第 2 号）を発行するものとする。

- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、病院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(奨学生の人数)

第 5 条 第 2 条第 1 項第一号に規定する者の貸与人数は限定しない。

- 2 第 2 条第 1 項第二号に規定する者の貸与人数は 1 学年につき 4 名以内とする。

(奨学金の額及び貸与期間等)

第 6 条 奨学金の貸与額は月額 5 万円を上限として貸与することができる。

- 2 奨学金は支度金を含むものとし授業料、運営協力費等の全部又は一部に充てるものとする。
- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護師養成施設を卒業する年度までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金は毎月末までに本人の指定口座に振り込むものとする。

- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 病院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護師養成施設を退学したとき
- 三 新たな学年に進級できないとき
- 四 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- 五 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないとして判断されたとき
- 六 死亡したとき
- 七 その他病院長が不相当と認めたとき

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を病院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 病院長は、奨学金の貸与を受けた者が各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

- 一 奨学生が、看護師養成施設を卒業後、病院において、常勤職員として引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当以上実勤務したとき
- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき

- 2 病院長は、奨学生が看護師養成施設を卒業後、病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除することができる。
- 3 前2項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、病院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還）

第12条 奨学生は、看護師養成施設を卒業後、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、病院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額（前条第2項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格が取消されたとき
- 二 当該病院の職員採用試験に不合格となったとき
- 三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき
- 四 前条第1項第一号で定めた期間を満たさずに退職するとき

（延滞金）

第13条 病院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第2項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

附則

1. この規程は平成26年4月1日より施行する。